

ごみ処理施設整備・管理運営事業

入札説明書

平成29年8月28日

知多南部広域環境組合

目 次

I 募集の趣旨	1
II 事業の概要	1
III 事業者募集等のスケジュール.....	5
IV 入札に関する条件.....	5
V 参加資格及び入札書類の審査.....	18
VI 提案に関する条件.....	20
VII 事業実施に関する事項.....	27
VIII 特定事業契約に関する事項.....	29
別紙1 事業スキーム図.....	31
別紙2 モニタリング実施要領等.....	32

入札説明書で用いる用語を以下のとおり定義する。

組合	: 知多南部広域環境組合をいう。愛知県ごみ焼却処理広域化計画に基づき、知多南部地域 2 市 3 町（半田市、常滑市、南知多町、美浜町及び武豊町）内にある 3 か所のごみ焼却施設を集約し、新たな広域施設を整備するため、平成 22 年 4 月 1 日に設置された一部事務組合である。
本事業	: ごみ処理施設整備・管理運営事業をいう。
特定事業の選定	: 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 7 条に規定されている事項。同法の趣旨に基づき実施することが適切であると公共施設等の管理者等が認める事業を選定することをいう。
熱回収施設	: 知多南部地域 2 市 3 町（半田市、常滑市、南知多町、美浜町及び武豊町）で発生する、収集又は直接搬入による可燃ごみ及び可燃残渣のほか、し尿処理施設からの脱水汚泥を処理するとともに、処理に伴い発生する熱を回収し発電等を行う施設をいう。
不燃・粗大ごみ処理施設	: 知多南部地域 2 市 3 町（半田市、常滑市、南知多町、美浜町及び武豊町）で発生する、収集又は直接搬入による不燃ごみ及び粗大ごみを処理するとともに、処理に伴い発生する金属類等の資源物を回収する施設をいう。
管理・啓発棟	: 組合が熱回収施設及び不燃・粗大ごみ処理施設を管理するための諸室並びに環境啓発を行う諸室をいう。
計量棟	: 本施設に搬入される可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、可燃残渣、脱水汚泥等を計量する施設をいう。
外構施設等	: 洗車場、駐車場、構内道路、植栽、門、囲障等その他をいう。
中継施設	: 熱回収施設を整備するにあたり地理的に中継輸送が合理的と考えられる南知多町及び美浜町で発生する一部の可燃ごみ及び粗大ごみ等の積替えを行う施設をいい、本事業とは別に組合が設計・建設、管理運営を行う。
環境センター	: 熱回収施設、不燃・粗大ごみ処理施設、管理・啓発棟、計量棟及び外構施設等から構成される、知多南部広域環境センターをいう。
本施設	: 環境センターをいう。
DBO方式	: Design（設計）、Build（建設）、Operate（運営）を民間事業者に一括して委ねる民活事業手法をいう。
S P C	: 選定された入札参加者の構成員が本事業の管理運営を実施するために株主として出資し設立する特別目的会社（Special-Purpose-Company）をいう。
事業者	: 組合と本事業の基本契約を締結する選定事業者をいう。選定された入札参加者の構成企業（落札者）及び S P C で構成される。

設計企業	: 事業者のうち本施設の設計を行う者をいう。
建設企業	: 事業者のうち本施設の建設を行う者をいう。
管理運営企業	: 事業者のうち本施設の管理運営（ただし、中継廃棄物の運搬業務を除く）を行う者をいう。
中継廃棄物運搬企業	: 事業者のうち中継施設から環境センターへ中継する廃棄物の運搬を行う者をいう。
入札参加者	: 本事業の入札に参加する企業又は企業グループをいう。
構成企業	: 入札参加者を構成する企業をいう。
構成員	: 構成企業のうち、ＳＰＣへ出資する企業をいう。
協力企業	: 構成企業のうち、ＳＰＣへ出資しない企業をいう。
代表企業	: 入札参加者を代表する企業をいう。ＳＰＣの50%超の出資者となり、50%超の議決権割合を有する。
建設ＪＶ	: 組合と建設工事請負契約を締結する設計企業と建設企業による共同企業体をいう。なお、設計企業と建設企業が同一企業である場合は設立する必要はない。
基本協定	: 落札者決定後すぐに、組合と落札者が締結するものであり、特定事業契約締結のために、必要とする権利、義務及び手続きについて定めるものをいう。
基本契約	: 事業者に本事業を一括で発注するために、組合と事業者が締結する契約をいう。
建設工事請負契約	: 本事業の設計及び建設の実施のために、基本契約に基づき、組合と建設ＪＶ等が締結する契約をいう。
管理運営委託契約	: 本事業の管理運営の実施のために、基本契約に基づき、組合とＳＰＣ及び中継廃棄物運搬企業が締結する契約をいう。なお、ＳＰＣ自ら運搬業務を実施する場合は、組合とＳＰＣが締結する契約をいう。
特定事業契約	: 基本契約、建設工事請負契約及び管理運営委託契約の3つの契約をまとめた総称をいう。
モニタリング	: 事業者が実施する設計・建設及び管理運営の実施状況についての組合の監視をいう。

I 募集の趣旨

知多南部広域環境組合（以下「組合」という。）は、ごみ処理施設整備・管理運営事業（以下「本事業」という。）について、DBO方式により実施するため、平成29年5月31日に「ごみ処理施設整備・管理運営事業 実施方針」（以下「実施方針」という。）を公表した。そして、実施方針に対する質問・意見等を踏まえ、本事業を「特定事業」として選定し、平成29年8月25日に公表した。

この入札説明書は、組合が本事業を実施する民間事業者を総合評価一般競争入札方式により募集及び選定するにあたり、入札に参加しようとする者に配布するものである。事業の主旨及び内容は、実施方針のとおりであり、入札参加者は、この入札説明書の内容を踏まえ、必要な入札書類を提出することとする。

なお、本入札説明書に併せて配布する要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）、基本仮契約書（案）、建設工事請負仮契約書（案）、管理運営委託仮契約書（案）、その他これらに付属又は関連する資料も本入札説明書と一体の資料とし、これらの全資料を含めて「入札説明書等」と定義する。また、本事業に係る基本契約、建設工事請負契約、管理運営委託契約、の3つの契約をまとめて、以下「特定事業契約」という。

II 事業の概要

1 事業名称

ごみ処理施設整備・管理運営事業

2 対象となる公共施設等の種類

ごみ処理施設

3 公共施設等の管理者

知多南部広域環境組合 管理者 榑山 芳輝

4 事業内容

（1）事業方式

本事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に準じて実施する事業であり、当該手続きにより選定された事業者（選定された入札参加者の構成企業及び入札参加者の構成員が本事業の管理運営を実施するために株主として出資し設立する特別目的会社（以下「SPC」という。）で構成される。）が、組合の所有となる本施設について整備及び管理運営を一括して受託するDBO方式とする。

（2）契約の形態

ア 組合と事業者は、本事業に係る基本契約を締結する。

イ 基本契約に基づいて、組合は、本施設の設計を行なう者（以下「設計企業」という。）

と本施設の建設を行なう者（以下「建設企業」という。）による共同企業体等（設計企業と建設企業が同一企業の場合は当該企業。以下「建設ＪＶ等」という。）と本事業に係る建設工事請負契約を締結する。

ウ 基本契約に基づいて、組合は、ＳＰＣ及び中継廃棄物運搬企業と本事業に係る管理運営委託契約を締結する。なお、ＳＰＣ自ら運搬業務を実施する場合は、組合は、ＳＰＣと本事業に係る管理運営委託契約を締結する。

エ 基本契約、建設工事請負契約、管理運営委託契約の各々についての締結主体を「別紙１ 事業スキーム図」に示す。

（３）事業期間

事業期間は、次のとおりとする。

ア 設計・建設期間：契約締結日の翌日から平成 34 年 3 月まで

イ 管理運営期間：平成 34 年 4 月から平成 54 年 3 月までの 20 年間

（４）事業期間終了後の措置

事業者は、事業期間終了時に本施設を組合が定める明け渡し時における施設の要求水準を満足する状態に保って、組合に引継ぐものとする。

なお、本施設の事業期間終了時の措置について、管理運営開始後 16 年目の時点で、組合及び事業者は協議を開始するものとする。

（５）事業の対象となる業務範囲

ア 事業者が行う業務

（ア）本施設の設計に関する業務

①本施設の設計

②測量・地質等の組合が提示する調査結果以外に必要な調査

③組合の循環型社会形成推進交付金（以下「交付金」という。）申請支援及び交付金申請に付随する申請支援

④組合が行うその他許認可申請支援

⑤その他これらを実施する上で必要な業務

（イ）本施設の建設に関する業務

①本施設の建設

②建設工事に係る各種許認可申請等

③組合の環境影響評価に関する支援

④近隣対応（事業者が負担すべき範囲）

⑤その他これらを実施する上で必要な業務

（ウ）本施設の管理運営に関する業務

①受付業務

②運転管理業務

- ③維持管理業務
- ④情報管理業務
- ⑤環境管理業務
- ⑥物品・用役調達業務
- ⑦運搬業務（中継施設から本施設までの廃棄物の運搬）
- ⑧資源化業務（本施設からの鉄等の金属類）
- ⑨武豊町屋内温水プール（仮称）への熱エネルギーの供給
- ⑩啓発業務
- ⑪見学者対応及び見学者（行政視察）対応支援、近隣対応等の関連業務

イ 組合が行う業務

（ア）本施設の設計・建設に関する業務

- ①近隣同意の取得・近隣対応（組合が負担すべき範囲）
- ②本施設の環境影響評価調査
- ③交付金申請及び交付金申請に付随する申請手続き
- ④施設設置に係る届出・許可等
- ⑤本施設の設計・建設工事監理
- ⑥その他これらを実施する上で必要な業務

（イ）本施設の管理運営に関する業務

- ①近隣対応（組合が負担すべき範囲）
- ②運営モニタリング
- ③本施設の見学者対応（行政視察）
- ④売電業務
- ⑤熱回収施設からの焼却残渣等及び不燃・粗大ごみ処理施設からの不燃残渣等の運搬・処分
- ⑥その他これらを実施する上で必要な業務

（６）事業者の収入

本事業における事業者の収入は、次のとおりである。

ア 本施設の整備に係る対価

組合は、本施設の設計業務及び建設業務に係る対価について、施設整備費として建設JV等に支払う。支払いは、平成30年度から平成33年度までの各年度において、基本的に出来高に応じて支払うものとする。

イ 本施設の管理運営に係る対価

組合は、事業者が実施する本施設の管理運営業務（ただし、中継廃棄物の運搬業務を除く）に係る対価を、管理運営委託料として管理運営期間にわたってSPCに支払う。管理運営委託料は、年に1回改定することができるものとする。なお、管理運営委託料は、固定料金と変動料金（可燃ごみ等の処理量等に応じて変動）で構成されるものとする。

ウ 運搬業務に係る対価

組合は、事業者が実施する運搬業務に係る対価を、運搬委託料として管理運営期間にわたってＳＰＣに支払う。なお、運搬業務を中継廃棄物運搬企業が実施する場合であっても、中継廃棄物運搬企業が管理運営委託契約の受託者となることにより当該運搬委託料をＳＰＣに支払う。

運搬委託料は、年に１回改定することができるものとする。なお、運搬委託料は、変動料金（可燃ごみ等の処理量等に応じて変動）とする。

（７）組合が適用を予定している交付金について

組合は、本事業の実施に関して、交付金の適用を予定している。交付金の申請等の手続きは組合において行うが、建設ＪＶ等は申請手続きに必要な書類の作成等について組合を支援するものとする。

５ 地域貢献

事業者は、設計・建設の実施において、地元業者を活用するとともに、資材、物品の調達での地域産、地元業者の利用、また管理運営の実施における地域内での雇用確保など、本事業を通じて地域の活性化に貢献する。

６ 関係法令等の遵守

組合及び事業者は、本事業を実施するにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃掃法」という。）をはじめ必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

Ⅲ 事業者募集等のスケジュール

事業者の募集及び選定は、総合評価一般競争入札方式によるものとする。

本事業における事業者募集等のスケジュール（予定）は、次のとおりとする。

表1 事業者募集等のスケジュール（予定）

平成29年 8月28日（月）	入札公告（入札説明書等の公表）
平成29年 9月13日（水） ～9月19日（火）	入札説明書等に対する質問の受付（第1回）
平成29年10月13日（金）	入札説明書等に対する質問への回答の公表（第1回）
平成29年11月 1日（水） ～11月 2日（木）	参加表明書、参加資格審査申請書類受付
平成29年11月20日（月）	参加資格審査結果の通知
平成29年11月28日（火） ～12月 1日（金）	入札説明書等に対する質問の受付（第2回）
平成29年12月25日（月）	入札説明書等に対する質問への回答の公表（第2回）
平成30年 1月30日（火） ～1月31日（水）	提案書の受付（入札）
平成30年 6月	落札者の決定及び公表
平成30年 6月	基本協定締結
平成30年 7月	特定事業契約の仮契約締結
平成30年 8月	特定事業契約の本契約締結

Ⅳ 入札に関する条件

1 入札参加者の備えるべき参加資格要件

（1）入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は、次のとおりとする。

- ア 入札参加者は、設計企業、建設企業、管理運営企業及び中継廃棄物運搬企業を含む複数の企業のグループ（ある企業がこれらの役割のいくつかを兼任することも認める。）により構成されるものとする。
- イ 入札参加者は、構成員及び協力企業から構成されるものとし、これら以外の者の入札参加者への参画は認めない。
- ウ 入札参加者の構成企業のうち、熱回収施設プラント担当、不燃・粗大ごみ処理施設プラント担当の設計企業、建設企業及び管理運営企業は構成員とし、これらの企業以外は構成員又は協力企業とする。
- エ 入札参加者は、構成員のうち熱回収施設プラントの設計・建設企業を、組合との交渉窓口となる代表企業とすること。また、代表企業のSPCへの出資比率は50%超とするとともに、50%超の議決権割合を有するものとする。
- オ 入札参加者は、参加表明書及び参加資格審査申請書類の提出時に構成企業を明らかにするとともに、それぞれが本事業の遂行上果たす役割等を明らかにすること。
- カ 本事業の設計・建設業務を建設JVにより実施する場合は、特定建設工事共同企業体（甲型）とするとともに、代表企業が建設JVの代表者となるものとする。

- キ 入札参加者の構成企業は、原則として、他の入札参加者の構成企業になることはできない。ただし、中継廃棄物運搬企業が協力企業として参加する場合についてはこの限りではない。なお、組合が事業者と特定事業契約を締結後、選定されなかった入札参加者の構成企業が事業者の業務等を支援及び協力することは可能とする。
- ク 落札者は、仮契約締結時までにSPCを知多南部地域2市3町（半田市、常滑市、南知多町、美浜町及び武豊町）のいずれかにおいて設立するものとする。なお、本施設所在地をSPC本店所在地として登記することはできない。
- ケ 入札参加者の構成員は全てSPCへ出資することとし、入札参加者の構成員以外の者の出資は認めない。
- コ SPCに出資する全ての企業は、特定事業契約が終了するまでSPCの株式を保有し続けるものとし、組合の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならない。

（２）入札参加者の要件

入札参加者は、次の各号の要件を満たしていなければならない。

- ア 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- イ 本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。
- ウ 構成企業の役割に応じて、愛知県又は知多南部地域2市3町（半田市、常滑市、南知多町、美浜町及び武豊町）のいずれかの平成29年度入札参加資格を有していること。
- エ 設計企業は、次の要件を全て満たしていること。なお、設計企業の役割を、建屋担当、熱回収施設プラント担当、不燃・粗大ごみ処理施設プラント担当に分類し、それぞれを別個の企業によって実施することが可能である。ただし、熱回収施設プラントの設計及び建設を実施する者並びに不燃・粗大ごみ処理施設プラントの設計及び建設を実施する者はそれぞれ同一企業とする。
 - （ア）建屋の設計を実施する企業にあっては、次の要件を全て満たしていること。
 - ①建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
 - ②地方公共団体の一般廃棄物処理施設（焼却施設）の建屋の設計実績が1件以上あること。
 - ③参加表明書の提出期限日において、愛知県又は知多南部地域2市3町（半田市、常滑市、南知多町、美浜町及び武豊町）のいずれかの入札参加資格名簿において、設計・測量・建設コンサルタント等業務のうち建築設計に登録されていること。
 - （イ）熱回収施設におけるプラントの設計を実施する企業にあっては、以下の全ての要件に該当する地方公共団体の一般廃棄物処理施設（ストーカ炉施設）の元請での設計実績を1件以上有すること。
 - ①ボイラータービン発電設備を有する施設
 - ②施設規模283t/日以上かつ1炉あたり141t/日以上の施設

③平成 14 年 12 月以降に竣工した施設

(ウ) 不燃・粗大ごみ処理施設におけるプラントの設計を実施する企業にあっては、以下の全ての要件に該当する地方公共団体の一般廃棄物処理施設の元請での設計実績を 1 件以上有すること。

①不燃ごみ・粗大ごみを対象とした低速回転破砕機、高速回転破砕機、磁選機、アルミ選別機を有する施設

②参加表明書の提出期限日において 1 年以上の稼働実績を有する施設

オ 建設企業は、次の要件を全て満たしていること。なお、建設企業の役割を、建屋担当、熱回収施設プラント担当、不燃ごみ・粗大ごみ処理施設プラント担当に分類し、それぞれを別個の企業によって実施することが可能である。ただし、熱回収施設プラントの設計及び建設を実施する者並びに不燃・粗大ごみ処理施設プラントの設計及び建設を実施する者はそれぞれ同一企業とする。

(ア) 建屋の建設を実施する企業にあっては、次の要件を全て満たしていること。

①建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による建築一式工事の特定建設業の許可を受けていること。

②建設業法に規定する建築一式工事に係る経営事項審査結果の総合評点が参加表明書の提出期限日において 900 点以上であること。

③参加表明書の提出期限日において、愛知県又は知多南部地域 2 市 3 町（半田市、常滑市、南知多町、美浜町及び武豊町）のいずれかの入札参加資格名簿において、建築一式工事に登録されていること。

(イ) 熱回収施設におけるプラント及び不燃・粗大ごみ処理施設の建設を実施する企業にあっては、次の要件を全て満たしていること。

①建設業法第 3 条第 1 項の規定による清掃施設工事の特定建設業の許可を受けていること。

②建設業法に規定する清掃施設工事に係る経営事項審査結果の総合評点が参加表明書の提出期限日において 1,000 点以上であること。

③参加表明書の提出期限日において、愛知県又は知多南部地域 2 市 3 町（半田市、常滑市、南知多町、美浜町及び武豊町）のいずれかの入札参加資格名簿において、清掃施設工事に登録されていること。

(ウ) 熱回収施設におけるプラントの建設を実施する企業にあっては、以下の全ての要件に該当する地方公共団体の一般廃棄物処理施設（ストーカ炉施設）の元請での建設実績を 1 件以上有すること。

①ボイラータービン発電設備を有する施設

②施設規模 283t/日以上かつ 1 炉あたり 141t/日以上の施設

③平成 14 年 12 月以降に竣工した施設

(エ) 不燃・粗大ごみ処理施設におけるプラントの建設を実施する企業にあっては、以下の全ての要件に該当する地方公共団体の一般廃棄物処理施設の元請での建設実績を 1 件以上有すること。

- ①不燃ごみ・粗大ごみを対象とした低速回転破碎機、高速回転破碎機、磁選機、アルミ選別機を有する施設
- ②参加表明書の提出期限日において1年以上の稼働実績を有する施設
- カ 管理運営企業は次の要件を全て満たしていること。なお、管理運営企業の役割を、運転管理業務担当、維持管理業務担当、その他の管理運営業務担当に分類し、それぞれを別個の企業によって実施することが可能である。複数の企業で管理運営業務を実施する場合は、各業務を行う企業毎に、次の要件を満たしていること。
 - (ア) 運転管理業務及び維持管理業務を実施する企業については、廃棄物中間処理施設の運転管理に直接起因し、廃掃法に基づく罰金以上の刑に処せられたことのある者においては、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していること。
 - (イ) 運転管理業務及び維持管理業務を実施する企業については、本施設の管理運営にあたり、事業者の責務を達成するために必要な資格者を配置できること。
 - (ウ) 維持管理業務を実施する企業を除く管理運営企業については、参加表明書の提出期限日において、愛知県又は知多南部地域2市3町（半田市、常滑市、南知多町、美浜町及び武豊町）のいずれかの入札参加資格名簿において、物品等調達のうち役務の提供等に登録されていること。
 - (エ) 熱回収施設の運転管理業務を実施する企業については、以下の全ての要件に該当する地方公共団体の一般廃棄物処理施設（ストーカ炉施設）の運転管理実績を1件以上有すること。
 - ①ボイラータービン発電設備を有する施設
 - ②平成14年12月以降に竣工した施設
- (オ) 不燃・粗大ごみ処理施設の運転管理業務を実施する企業については、以下の全ての要件に該当する地方公共団体の一般廃棄物処理施設の運転管理実績を1件以上有すること。
 - ①不燃ごみ及び粗大ごみを対象とした高速回転破碎機を有する施設
 - ②参加表明書の提出期限日において1年以上の稼働実績を有する施設
- (カ) 熱回収施設及び不燃・粗大ごみ処理施設の維持管理業務を実施する企業については、次の要件を全て満たしていること。
 - ①参加表明書の提出期限日において建設業法第3条第1項の規定による清掃施設工事の特定建設業の許可を受けており、参加表明書の提出期限日において、愛知県又は知多南部地域2市3町（半田市、常滑市、南知多町、美浜町及び武豊町）のいずれかの入札参加資格名簿において、清掃施設工事に登録されていること。
 - ②熱回収施設においては（エ）、不燃・粗大ごみ処理施設においては（オ）の要件の施設において、維持管理実績を1件以上有すること。
- (キ) 熱回収施設の運転管理業務又は維持管理業務を実施する企業については、廃棄物処理施設技術管理者に成り得る資格を有し、（エ）の要件の施設において現場総括責任者としての経験を有する技術者を熱回収施設の現場総括責任者として運

営開始後2年間以上配置できること。

- (ク) 不燃・粗大ごみ処理施設の運転管理業務又は維持管理業務を実施する企業については、廃棄物処理施設技術管理者に成り得る資格を有し、(オ)の要件の施設において現場総括責任者としての経験を有する技術者を不燃・粗大ごみ処理施設の現場総括責任者として運営開始後2年間以上配置できること。

キ 中継廃棄物運搬企業は、次の要件を全て満たしていること。

- (ア) 廃棄物の運搬に直接起因し、廃掃法に基づく罰金以上の刑に処せられたことのある者においては、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していること。
- (イ) 参加表明書の提出期限日において、愛知県又は知多南部地域2市3町(半田市、常滑市、南知多町、美浜町及び武豊町)のいずれかの入札参加資格名簿において、物品等調達のうち役務の提供等に登録されていること。

(3) 入札参加者の制限

次に該当する者は、入札参加者の構成企業となることはできない。

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- イ 愛知県又は知多南部地域2市3町(半田市、常滑市、南知多町、美浜町及び武豊町)のいずれかにおいて指名停止期間中である者
- ウ 最近1年間の法人税、法人事業税、消費税、地方税を滞納している者
- エ 会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始命令がなされている者
- オ 会社更生法(昭和27年法律172号)に基づき更生手続き開始の申立をしている者又は民事再生法(平成11年法律225号)に基づき再生手続き開始の申立をしている者
- カ PFI法第9条の各号の規定に該当する者
- キ 本事業に係るアドバイザー業務に関与したパシフィックコンサルタンツ株式会社及び日比谷パーク法律事務所、また、これらと資本面及び人事面において関連のある者(「資本面において関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいう。「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。)
- ク 本事業の「ごみ処理施設整備・管理運営事業者選定審査委員会」の委員及びその者と資本面及び人事面において関連がある者

(4) 参加資格の確認

参加資格の確認は、参加表明書の提出期限日とする。ただし、参加資格確認後、落札者決定までの期間に入札参加者の構成企業が(1)もしくは(2)の参加資格要件を欠くこととなる事態が生じた場合又は(3)に該当することとなる事態が生じた場合には、当該入札参加者は失格とする。

参加表明書提出以降、入札参加者の構成企業の変更は原則として認めないが、参加資格確認後、本事業への参加資格要件を欠くこととなるおそれが生じた場合、速やかに組合へ申し出をし、内容がやむを得ない事情である場合、代表企業以外の構成企業については、組合の許可のうえ、これを決定する。

なお、(3)イについて、指名停止開始前までに申し出た場合は、組合はその事情等を勘案したうえで、指名停止開始後であっても代表企業以外の構成企業については入れ替えを認める場合がある。

2 応募に関する留意事項

(1) 入札説明書等の承諾

入札参加者は、入札書類の提出をもって、入札説明書等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 費用の負担

応募に関し必要な費用は、入札参加者の負担とする。

(3) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(4) 使用言語及び単位

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年5月20日法律第51号）に定めるもの、通貨単位は日本円、時刻は日本標準時を使用することとする。

(5) 著作権

入札参加者から入札説明書等に基づき提出される書類の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、組合は、本事業の範囲において公表する場合、その他組合が必要と認める場合には、入札説明書等に基づき提出される書類の内容を無償で利用できるものとする。

(6) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、商標権等に基づいて保護される第三者の権利となっている工事材料、施工方法、管理運営方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った入札参加者が負うものとする。

(7) 提出書類の取扱い

提出された書類については、変更できないものとし、また、理由のいかんに関わらず返却しない。

(8) 資料の取扱い

組合が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することはできない。また、この検討の範囲内であっても、組合の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示・確認させることはできない。

(9) 予定価格

本事業における予定価格は、40,196,269,000 円（消費税及び地方消費税を含まない）とする。なお、予定価格を構成する管理運営委託料の上限は、17,340,327,000 円（消費税及び地方消費税を含まない）とする。

入札参加者は、予定価格及び管理運営委託料の上限の範囲内で提案すること。なお、本入札においては、最低制限価格及び低入札価格調査基準価格は設定しない。

(10) 入札の無効

次のいずれかに該当する場合には、無効とする。

- ア 入札参加者の資格を有しない者のした入札
- イ 所定の日時までに所定の場所に到達しない入札
- ウ 入札に際して談合等による不正行為のあった入札
- エ 同一事項の入札に対し、二以上の意思表示をした入札
- オ 記名及び押印のない入札
- カ 入札書の記載事項が確認できない入札
- キ 前号に定めるもののほか、必要な書類の提出がない入札又は当該書類に記載のない入札
- ク その他あらかじめ指示した事項に違反した入札

(11) その他

入札説明書等に定めるもののほか、入札に当たって必要な事項が生じた場合には、入札参加者に通知することとする。

また、入札参加者が1者であった場合も、落札者決定基準に基づき審査を行う。

3 入札に関する手続き等

(1) 入札公告（入札説明書等の公表）

平成29年8月28日（月）に入札公告し、同日から組合のホームページにおいて入札説明書等を公表する。

なお、要求水準書の添付資料データのうち一部については、組合にて入札参加者に直接提供するため、本事業への入札参加を予定する者（法人に限る）は組合へ連絡すること。

ア 連絡先

○事務局：知多南部広域環境組合

〒470-2392 愛知県知多郡武豊町字長尾山 2 番地 武豊町役場内
○E メールアドレス：nanbukouiki@etude.ocn.ne.jp
○電話番号：0569-84-1007

(2) 現地見学

本事業への入札参加を予定する者（法人に限る）は、事前に本施設の建設予定地を見学することができる。本施設の現地見学を希望する者は、次のとおり申し込むこと。なお、中継施設建設予定地の現地見学は開催しない。また、入札説明書等に関する説明会も開催しない。

ア 見学可能日：平成 29 年 9 月 7 日（木）又は平成 29 年 9 月 8 日（金）のうち、いずれか希望する日。

イ 見学可能時間：上記アに示す両日とも、午前 9 時から午前 10 時又は午後 1 時 30 分から午後 2 時 30 分までのうち、いずれか希望する時間帯。

ウ 見学申込方法：「現地見学申込書」（第 1 号様式）に必要事項を記入の上、平成 29 年 9 月 1 日（金）の午後 3 時までに、電子メールに記入済みの同様式のファイル（Microsoft Word 形式）を添付し、下記ウに示す申込先に送信して提出すること。なお、提出者は電話により、着信の確認を行うこと。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受付を行わない。現地見学実施日は、組合より申込者宛に回答する。

エ 見学申込先

○事務局：知多南部広域環境組合
〒470-2392 愛知県知多郡武豊町字長尾山 2 番地 武豊町役場内
○E メールアドレス：nanbukouiki@etude.ocn.ne.jp
○電話番号：0569-84-1007

(3) 入札説明書等に対する質問の受付（第 1 回）

入札説明書等の内容等に対する第 1 回質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間：平成 29 年 9 月 13 日（水）から平成 29 年 9 月 19 日（火）午後 3 時まで

イ 提出方法：質問の提出方法は、原則として、添付の第 2 号様式に記入の上、電子メールに記入済みの同様式のファイル（Microsoft Excel 形式）を添付し、知多南部広域環境組合に送信して提出することとする。なお、提出者は電話により、着信の確認を行うこと。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受付を行わない。

ウ 提出先

○事務局：知多南部広域環境組合
〒470-2392 愛知県知多郡武豊町字長尾山 2 番地 武豊町役場内
○E メールアドレス：nanbukouiki@etude.ocn.ne.jp
○電話番号：0569-84-1007

エ 入札説明書等に対する質問（第 1 回）への回答の公表

提出された質問に対する回答は、平成 29 年 10 月 13 日（金）までに、組合のホームページにおいて公表する。ただし、提出者名は公表しない。

(4) 参加表明書及び参加資格審査申請書類受付

入札参加者は、参加表明書及び参加資格審査申請書類を組合へ持参により提出すること。

なお、入札参加表明書を提出した後に参加を行わない場合は、入札辞退届（第8号様式）を提出すること。入札を辞退した場合に、今後、組合の行う業務において不利益な取扱いをされることはない。

ア 受付期間：平成29年11月1日（水）から平成29年11月2日（木）まで

午前9時から正午、午後1時から午後3時まで

なお、書類を持参する際は組合に事前に連絡をすること。

イ 受付場所：知多南部広域環境組合

ウ 電 話：0569-84-1007

エ 提出書類：第3号様式から第7号様式その他必要な資料を、まとめて2部提出すること。

(ア) 参加表明書 (第3号様式)

(イ) 構成企業一覧表 (第4号様式)

(ウ) 委任状（代表企業） (第5号様式)

(エ) 委任状（復代理人） (第6号様式)

(オ) 参加資格審査申請書 (第7号様式)

(カ) 添付書類

①会社概要

②企業単体の貸借対照表（直近3年分）

③企業単体の損益計算書（直近3年分）

④連結決算の貸借対照表（直近1年分）

⑤連結決算の損益計算書（直近1年分）

⑥上記計算書類に係る監査報告の写し

⑦納税証明書※（法人税、法人事業税、消費税、地方税）

⑧その他入札参加者の資格を証する書類の写し

※⑦については、入札公告日から参加資格審査申請書類の提出日までに発行された、当該発行日時点における最新のものとする。

(5) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査の結果については、平成29年11月20日（月）までに入札参加者の代表企業に対し、書面にて通知する。この際、提案者番号等を併せて通知するため、提案書の作成に用いること。

なお、参加資格が認められた入札参加者名及び入札参加者数については公表しない。

(6) 参加資格がないと認めた理由の説明要求及び説明要求に係る回答

参加資格がないと判断された場合、平成 29 年 11 月 20 日（月）から平成 29 年 11 月 22 日（水）までの午前 9 時から午後 3 時の間に書面により説明を求めることができる。説明要求に対する回答を、平成 29 年 12 月 1 日（金）までに入札参加者の代表企業に対し送付する。

（7）入札説明書等に対する質問の受付（第 2 回）

入札説明書等の内容等に対する第 2 回質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間：平成 29 年 11 月 28 日（火）から平成 29 年 12 月 1 日（金）午後 3 時まで

イ 提出方法：質問及び意見の提出方法は、原則として、添付の第 2 号様式に記入の上、電子メールに記入済みの同様式のファイル（Microsoft Excel 形式）を添付し、知多南部広域環境組合に送信して提出することとする。なお、提出者は電話により、着信の確認を行うこと。

ウ 提出先

○事務局：知多南部広域環境組合

〒470-2392 愛知県知多郡武豊町字長尾山 2 番地 武豊町役場内

○E メールアドレス：nanbukouiki@etude.ocn.ne.jp

○電話番号：0569-84-1007

エ 入札説明書等に対する質問（第 2 回）への回答の公表

提出された質問に対する回答は、平成 29 年 12 月 25 日（月）までに、組合のホームページにおいて公表する。ただし、提出者名は公表しない。

（8）入札書類の受付

参加資格が確認された入札参加者から、下記の要領により本事業に関する入札書類（入札書、誓約書、提案書及び設計図書）を受け付ける。入札書類の提出方法は持参とし、その他の方法による提出は認めない。提出書類を確認後、組合は受領書を発行する。

ア 受付日時：平成 30 年 1 月 30 日（火）から平成 30 年 1 月 31 日（水）まで

午前 9 時から正午、午後 1 時から 3 時まで

なお、書類を持参する際は組合に事前に連絡をすること。

イ 受付場所：知多南部広域環境組合

ウ 電 話：0569-84-1007

エ 入札書類

（ア）入札書類提出書（第 9 号様式）

綴じずに 1 部提出すること。

（イ）入札書（第 10 号様式）及び施設整備費内訳書（第 10-1 号様式）

封筒に入れ封印し、事業名、宛先、入札参加者名を表記して 1 部提出すること。

（ウ）要求水準に関する誓約書（第 11 号様式）

綴じずに 1 部提出すること。

（エ）提案書

①設計・建設業務提案書（第 12 号様式）

②管理運營業務提案書（第 13 号様式）

③事業計画提案書（第 14 号様式）

（オ）設計図書

①施設概要（施設面積、主要施設の仕様等、施設計画の概要を整理すること。）

②提案仕様書（要求水準書を元に提案する施設の仕様を「提案仕様記載用フォーマット」に記載したもの。）

③図面

a 全体配置図

b 動線計画図

c 見学者動線計画図

d 建築一般図（各階平面図、立面図、断面図）

e 建築仕上図

f 各階機器配置平面図

g 機器配置断面図（炉室、タービン関係、諸室、灰処理関係、排水関係、等の配置がわかるもの。）

h 鳥瞰図

i 電気設備主回路単線系統図

④フローシート（a から d は熱回収施設、e から g は不燃・粗大ごみ処理施設。）

a ごみ、排ガス、薬剤、主灰、飛灰、資源物等

b 給排水（上水、工水、再利用水、プラント排水、生活排水等。）

c 全体余熱利用

d 計装フローシート

e ごみ、集じん

f 給排水（上水、工水、再利用水、プラント排水、生活排水等。）

g その他

⑤設計書等（熱回収施設は b から e の全てを対象とし、不燃・粗大ごみ処理施設の稼働日・停止日ごとに分けるものとする。年間当たりの値など様式集で提案する数値が参照できるにすること。不燃・粗大ごみ処理施設は c を除く全て（炉数は系列に読み替える。日当たり処理量に対応した値とする。）とする。）

a 運転計画書（季節ごと、熱回収施設の 1 炉運転日・2 炉運転日ごとに、不燃・粗大ごみ処理施設の稼働日・停止日がわかる計画書とする。）

b 物質収支計算書（定格時のほか想定運転計画における定格時以外の負荷ごと、ごみ質ごとに対応した計算書とする。）

c 熱収支計算書（熱精算表、蒸気収支表とし、定格時のほか想定運転計画における定格時以外の負荷ごと、炉数ごと、ごみ質ごと、季節ごと、熱供給（7 GJ/h）の有無ごとに対応した計算書とする。蒸気収支表には、発電量（kw）・発電効率・熱利用率・エネルギー回収率を含むものとする。）

- d 用役収支計算書（電力、給排水、燃料、薬品）（定格時のほか想定運転計画における定格時以外の負荷ごと、炉数ごと、ごみ質ごと、季節ごと、日・年間当たり処理量ごとに対応した計算書とする。）
- e 電力収支計算書（炉数ごと、ごみ質ごと、季節ごと、施設ごと（熱回収施設はプラント設備と建築設備、不燃・粗大ごみ処理施設、管理棟の消費電力(kw)）、日・年間当たり処理量に対応した計算書とする。）
- f 主要機器設計計算書

⑥工事工程表

⑦ 管理運営業務関係

- a 管理運営期間中の本施設の維持管理計画一覧表（主要な点検、補修、更新等。）

オ 提案書作成要領

（ア）提案書については、第 12 号様式～第 14 号様式の順に、各ページの下に通し番号を振り、A 4 判・縦長・左綴じ（A 3 判は横長で一連とし折り込むこと。）により、正本 1 部副本 21 部を提出すること。なお、提案書は、各様式に定める提案記入枠内に、特に指定のない限り文字サイズ 11 ポイントにて作成すること。ただし、図表に用いる文字はこの限りでない。

（イ）設計図書については、A 3 判で作成し、前記の順に横長左綴じにより、正本 1 部、副本 21 部を提出すること。

なお、副本のうち 6 部については、A 3 サイズを A 4 サイズに縮小、A 4 サイズは 2 アップ印刷（2 ページを 1 ページ分に縮小して印刷）とし、A 3 サイズが連続するページは A 4 サイズ縮小版の両面長編綴じ、A 4 サイズが連続するページについては、2 アップ印刷の両面長編綴じとすること。

（ウ）提案書及び設計図書については、内容データを記録した C D - R を 2 部提出すること。なお、使用ソフトは Microsoft Word 形式、Excel 形式、PDF 形式 (Windows 対応) とすること。

（エ）提案書のうち文書で記載するものについては、図表、絵及び写真等を使用してよい。また、着色は自由とする。

（オ）ロゴマークの使用を含めて、構成企業名がわかる記述を避けること。ただし、提案書のうちの正本 1 部については、表紙及び表紙以外の各様式においては構成企業名を明らかにすること。

（カ）各様式の記載事項については、様式間の不整合がないよう留意すること。

（９）提案書に関するヒアリングの実施

提案内容の確認のために入札参加者に対するヒアリングを実施する。

- ・実施日時：平成 30 年 5 月

※日時・場所については追って通知する。

(10) 開札

開札は、入札参加者又はその代理人の立ち会いの上行うものとし、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない組合職員を立ち会わせるものとする。

・開札日時：平成 30 年 5 月

※日時・場所については追って通知する。

(11) その他

組合が配布する資料及び回答書は、入札説明書等と一体のものとし、以後、配布するものが入札説明書等を補完・修正するものである場合には、入札説明書等の内容に優先するものとする。

V 参加資格及び入札書類の審査

1 審査及び選定に関する事項

(1) ごみ処理施設整備・管理運営事業者選定審査委員会の設置

事業提案の審査は、透明性及び公平性を確保することを目的として設置した学識経験者等で構成される「ごみ処理施設整備・管理運営事業者選定審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において行う。

審査委員会は、以下の7名で構成される。入札参加者が、落札者決定までに、各委員に対し、事業者選定に関して自己の有利になる目的のために接触等の働きかけを行った場合は失格とする。

委員長	奥野 信宏	(公財) 名古屋まちづくり公社 名古屋都市センター長
副委員長	荒井 喜久雄	(公社) 全国都市清掃会議 技術指導部長
委員	浦邊 真郎	大阪工業大学廃棄物工学客員教授 (株)エックス都市研究所特別技術顧問
委員	笠倉 忠夫	元(財) 名古屋産業科学研究所 上席研究員
委員	堀寄 敬雄	半田市副市長
委員	北川 眞木夫	南知多町副町長
委員	永田 尚	武豊町副町長

(2) 審査の手順及び方法

ア 参加資格審査

組合は、参加表明時に提出される参加資格審査申請書等について、参加資格要件の具備を確認し、参加資格審査結果を入札参加者に通知する。参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。

イ 入札書類審査

(ア) 提案書類審査

①提案内容の基礎審査

組合は、提案書類（提案書及び設計図書）に記載された内容が、落札者決定基準に示す基礎審査項目をすべて満たしていることを確認する。基礎審査項目について1項目でも満たさないことが確認された場合は失格とする。

②提案内容の加点審査

審査委員会は、落札者決定基準に示す加点審査の方法に従い、提案書類の加点審査を行う。

(イ) 開札

組合は、入札書に記載された入札価格が、予定価格の範囲内であることを確認す

るとともに、当該金額から算出される入札価格に関する事項の得点を審査委員会に報告する。なお、入札価格が予定価格を超えている入札参加者は失格とする。

(ウ) 最優秀提案の選定

審査委員会は、非価格要素（提案内容の加点審査）と価格要素（入札価格）の合計である総合評価点が最も高い提案を最優秀提案として選定する。総合評価点の最も高い提案が2以上ある場合は、当該提案のうち、入札価格に関する事項の得点が最も高い提案を最優秀提案として選定する。なお、総合評価点及び入札価格に関する事項の得点の両方について最も高い提案が2以上ある場合は、当該提案者にくじを引かせて最優秀提案を選定する。

2 落札者の決定

組合は、審査委員会における最優秀提案の選定結果をもとに、落札者を決定し、入札参加者に結果を通知するとともに、組合ホームページにおいて公表する。

なお、落札者が特定事業契約を締結しない場合は、総合評価一般競争入札の総合評価の高い者から順に契約交渉を行う場合がある。

VI 提案に関する条件

本事業の提案に関する条件は次のとおりである。入札参加者は、これらの条件を踏まえて、入札参加表明書、参加資格審査申請書類及び入札書類を作成すること。なお、入札参加者の提案が要求水準書に示す要求要件を満たしていない場合は失格とする。

1 計画地に関する事項

(1) 環境センター

表 2 環境センター計画地の概要

住 所	愛知県知多郡武豊町字一号地地内
面 積	敷地全体面積：約 5.0ha
区 域 区 分	知多都市計画区域
用 途 地 域	工業専用地域
容 積 率	200%
建 ぺ い 率	60%
そ の 他	特になし

(2) 中継施設

表 3 中継施設計画地の概要

住 所	愛知県知多郡南知多町大字内海字檜木 77-1 知多南部クリーンセンター敷地内
面 積	敷地全体面積：約 6.9ha
区 域 区 分	知多都市計画区域
用 途 地 域	市街地調整区域
容 積 率	200%
建 ぺ い 率	60%
そ の 他	特になし

2 本施設の概要

(1) 熱回収施設

ア 建設予定地

愛知県知多郡武豊町字一号地地内

イ 施設規模

・ストーカ炉：141.5 t / 24h × 2 炉 (283 t / 日)

ウ 受入廃棄物

知多南部地域2市3町（半田市、常滑市、南知多町、美浜町及び武豊町）で発生し、収集又は直接搬入される可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみ等の可燃残渣、し尿処理施設からの脱水汚泥等

（2）熱回収施設に関するその他施設

- ・管理・啓発棟
- ・計量棟

（3）熱回収施設に関する外構施設等

- ・洗車場、駐車場、構内道路、植栽、門、囲障等その他

（4）不燃・粗大ごみ処理施設

ア 建設予定地

愛知県知多郡武豊町字一号地地内

イ 施設規模

14 t / 5 h（14 t / 日）

ウ 受入廃棄物

知多南部地域2市3町（半田市、常滑市、南知多町、美浜町及び武豊町）で発生し、収集又は直接搬入される不燃ごみ及び粗大ごみ

（5）不燃・粗大ごみ処理施設に関するその他施設

- ・管理・啓発棟（熱回収施設と兼ねる）
- ・計量棟（熱回収施設と兼ねる）
- ・ストックヤード

（6）不燃・粗大ごみ処理施設に関する外構施設等

- ・洗車場、駐車場、構内道路、植栽、門、囲障等その他（熱回収施設と兼ねる）

3 本施設の設計・建設の提案に関する条件

本事業の範囲である「本施設の設計」及び「本施設の建設」については、要求水準書に従い、入札書類を作成すること。

4 施設の管理運営の提案に関する条件

本事業の範囲である「本施設の管理運営」については、要求水準書に従い、入札書類を作成すること。

5 事業計画の提案に関する条件

(1) 本施設の整備に係る対価

組合は、建設 J V 等が実施する本施設の整備に係る対価を建設工事請負契約に基づき支払う。支払は、平成 30 年度から平成 33 年度までの各年度において、基本的に出来高に応じて支払うものとする。なお、前払及び中間前払いは行わない。

ア 各年度における本施設の整備に係る対価の支払限度額の割合

平成 30 年度 0 %

平成 31 年度 15 %

平成 32 年度 35 %

平成 33 年度 50 %

イ 各年度の支払限度額及び出来高予定額は、契約書作成時に通知する。

(2) 本施設の管理運営に係る対価

ア 管理運営委託料の構成

組合は、本施設の管理運営業務に係る対価を管理運営委託料として、管理運営期間にわたり S P C に支払う。管理運営委託料は、管理運営開始 1 年目の第 1 四半期（平成 34 年 4 月 1 日～6 月末日）分を初回として、以降四半期ごとに、運営開始 20 年目の第 4 四半期（平成 54 年 1 月 1 日～3 月末日）までの計 80 回支払われるものとする。

管理運営委託料は、固定料金（全ての支払期において同額）と変動料金（可燃ごみ等の処理量等に応じて変動）からなるため、固定料金については年度ごとの金額、変動料金についてはトン当たり単価を提案すること。なお、提案金額の算定は消費税及び地方消費税を含まない金額とする。

管理運営委託料の構成は、次のとおりである。

表 4 管理運営委託料の構成

施設区分	提案を求める単価等	単位
熱回収施設	・ 年度毎の固定料金（各年度） ・ 変動料金単価（処理対象物毎）	円／年 円／t
不燃・粗大ごみ処理施設	・ 年度毎の固定料金（各年度） ・ 変動料金単価（処理対象物毎）	円／年 円／t
管理・啓発棟	・ 年度毎の固定料金（各年度）	円／年

なお、入札に当たっての管理運営委託料の算定は、平成 34 年度から平成 53 年度までの間、次に示す年間搬入廃棄物量があるものとして行うこと。

表 5 管理運営委託料算定に用いる年間搬入廃棄物量

○熱回収施設（単位：t／年）

処理対象物	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度	平成 37 年度～ 平成 53 年度
可燃ごみ	65,488	65,601	65,351	65,271
各市町の施設からの可燃残渣	2,375	2,376	2,366	2,361
不燃・粗大ごみ処理施設からの可燃残渣	2,717	2,719	2,707	2,702
脱水汚泥	3,088	3,088	3,088	3,088

○不燃・粗大ごみ処理施設（単位：t／年）

処理対象物	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度	平成 37 年度～ 平成 53 年度
不燃ごみ	2,710	2,711	2,699	2,693
粗大ごみ	846	846	842	840

イ 物価変動による改定

（ア）改定の条件

管理運営委託料は、物価変動に基づき年 1 回改定することができるものとし、入札参加者が提案する金額に物価変動を勘案して定まる額とする。ただし、前回改定時からの物価変動が±1.5%以内の場合には改定しない。なお、変動の大小にかかわらず、SPCは指数について、組合へ書面により毎年報告を行う。

毎年、9 月末時点で公表されている最新の指標（直近 12 か月分の平均値）に基づき見直しを行い、翌年度の管理運営委託料を確定する。改定された管理運営委託料は、翌年度の第 1 四半期（6 月末）以降の支払に反映させる。

（イ）物価変動の判断に用いる指数

物価変動の判断に用いる指数としては、「消費税を除く企業向けサービス価格指数（総平均／日本銀行調査統計局）」を原則とするが、事業者にて当該指標以外を用いる必要がある場合は、落札者決定後に、指標の妥当性、合理性について協議して管理運営委託契約書に定める。

（ウ）改定の計算方法

管理運営委託料のうち、改定の対象となる費用については、次式に従い見直しを行う。

$$Y = X \times \alpha$$

ここで、Y：改定後の当該費用（税抜）

X：前回改定後の当該費用（税抜、第 1 回目の改定が行われるまでは管理運営委託契約書に示された支払額）

$$\alpha : \text{改定率} \left(\frac{\text{改定時の指数}}{\text{前回改定時の指数}} \right)$$

※当該指数については上記（イ）に示すとおりである。

※改定が行われるまでは契約締結年度における当該指数とする。

※当該改定率に小数点以下第4位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（エ）消費税及び地方消費税の改正による改定

管理運営期間中に消費税及び地方消費税が改正された場合、組合のSPCへの支払に係る消費税及び地方消費税については、組合が改定内容にあわせて負担する。

（3）運搬業務に係る対価

ア 運搬委託料の構成

組合は、本施設の運搬業務に係る対価を運搬委託料として、管理運営期間にわたりSPCに支払う。運搬委託料は、管理運営開始1年目の第1四半期（平成34年4月1日～6月末日）分を初回として、以降四半期ごとに、運営開始20年目の第4四半期（平成54年1月1日～3月末日）までの計80回支払われるものとする。

運搬委託料は、変動料金（可燃ごみ等の処理量等に応じて変動）からなるため、変動料金については運搬1回当たりの費用（運搬回数当たりの単価）を提案すること。

なお、提案金額の算定は消費税及び地方消費税を含まない金額とする。

運搬委託料の構成は、次のとおりである。

表6 運搬委託料の構成

提案を求める単価等	単位
・変動料金単価（運搬対象物毎）	円／回

※着脱式コンテナ車のコンテナを建設JV等が組合に納入した場合、SPC又は中継廃棄物運搬企業は、事業期間中に必要に応じて更新を行うこと。更新を行う場合、組合は、当該更新費用を上記変動料金とは別にSPCへ管理運営期間にわたり平準化して支払うため、管理運営期間にわたり平準化した当該更新費用を提案すること。

なお、入札に当たっての運搬委託料の算定は、平成34年度から平成53年度までの間、次に示す年間搬入廃棄物量があるものとして行うこと。

表 7 運搬委託料算定に用いる年間搬入廃棄物量

○中継施設（単位：t／年）

処理対象物	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度	平成 37 年度～ 平成 53 年度
可燃ごみ	2,484	2,477	2,456	2,442
可燃性粗大ごみ	48	48	47	47
不燃ごみ	74	74	73	72
粗大ごみ	172	171	169	167

イ 物価変動による改定

（ア）改定の条件

運搬委託料は、物価変動に基づき年 1 回改定することができるものとし、入札参加者が提案する金額に物価変動を勘案して定まる額とする。ただし、前回改定時からの物価変動が±1.5%以内の場合には改定しない。なお、変動の大小にかかわらず、SPCは指数について、組合へ書面により毎年報告を行う。

毎年、9 月末時点で公表されている最新の指標（直近 12 か月分の平均値）に基づき見直しを行い、翌年度の運搬委託料を確定する。改定された運搬委託料は、翌年度の第 1 四半期（6 月末）以降の支払に反映させる。

（イ）物価変動の判断に用いる指数

物価変動の判断に用いる指数としては、「消費税を除く企業向けサービス価格指数（総平均／日本銀行調査統計局）」を原則とするが、事業者にて当該指標以外を用いる必要がある場合は、落札者決定後に、指標の妥当性、合理性について協議して管理運営委託契約書に定める。

（ウ）改定の計算方法

運搬委託料のうち、改定の対象となる費用については、次式に従い見直しを行う。

$$Y = X \times \alpha$$

ここで、Y：改定後の当該費用（税抜）

X：前回改定後の当該費用（税抜、第 1 回目の改定が行われるまでは管理運営委託契約書に示された支払額）

$$\alpha : \text{改定率} \left(\frac{\text{改定時の指数}}{\text{前回改定時の指数}} \right)$$

※当該指数については上記（イ）に示すとおりである。

※改定が行われるまでは契約締結年度における当該指数とする。

※当該改定率に小数点以下第 4 位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（エ）消費税及び地方消費税の改正による改定

管理運営期間中に消費税及び地方消費税が改正された場合、組合のＳＰＣへの支払に係る消費税及び地方消費税については、組合が改定内容にあわせて負担する。

（４）リスク管理の方針

ア 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、組合と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、本施設の整備及び管理運営の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、組合が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、組合が責任を負うものとする。

イ リスク分担

本事業に伴うリスクに関する組合と民間事業者の責任分担等については、特定事業契約に定めるものとする。

（５）保険

建設企業は、組立保険、建設工事保険及び第三者賠償保険等に参加することとする。同様に、ＳＰＣは、火災保険及び第三者賠償保険等に参加することとする。

なお、組合は、本施設の所有者として、本施設に係る建物総合損害共済（公益社団法人全国市有物件災害共済会）に参加する。

Ⅶ 事業実施に関する事項

1 特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

(1) 係争事由に係る基本的な考え方

特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合、組合と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、法令及び特定事業契約中に規定する具体的措置に従う。

(2) 管轄裁判所

特定事業契約に関する紛争については、名古屋地方裁判所半田支部を合意による第一審の専属管轄裁判所とする。

2 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとるものとする。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

ア 事業者の提供するサービスが、特定事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、組合は事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、組合は、特定事業契約を解除することができる。

イ 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果特定事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、組合は、特定事業契約を解除することができる。

ウ 上記の規定により組合が特定事業契約を解除した場合、事業者は、組合に生じた損害を賠償しなければならない。

(2) 組合の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

ア 組合の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は、特定事業契約を解除することができる。

イ 前号の規定により事業者が特定事業契約を解除した場合、組合は、事業者に生じた損害を賠償する。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他組合又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、組合及び事業者は、事業継続の可否について協議する。

ア 設計・建設期間においては、一定の期間内に協議が整わない場合、組合は、相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、建設工事請負契約を解除することができる。その場合、管理運営委託契約についても解除することができる。

イ 管理運営期間においては、組合及び事業者は、それぞれの相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、管理運営委託契約を解除することができる。

(4) その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、特定事業契約に定める。

3 組合による本事業の実施状況のモニタリング

組合は、事業者が実施する本施設の管理運営について、モニタリングを行う。モニタリングの方法、内容等については、特定事業契約に定める。なお、管理運営に関するモニタリングについては、次項及び「別紙2 モニタリング実施要領等」も参照のこと。

(1) モニタリング

組合は、S P C 及び中継廃棄物運搬企業（S P C 自ら運搬業務を実施する場合は S P C が対象）が実施する委託業務及び S P C の財務状況の把握を目的に、定期的又は随時に、公正な視点からのモニタリング（監視）を行うこととする。具体的には、計画書、業務報告書、質疑回答書等の書面を通じて実施する他、現地調査、ヒアリング（事業者、利用者）等により実施する。また、組合は、必要に応じて専門家等の意見を参考にモニタリングを実施する。

(2) 支払の減額等

管理運営委託契約、要求水準書で定められたサービス水準及び事業者提案によるサービス内容を充足していないことが判明した場合は、管理運営委託料、運搬委託料の減額等を行うことがある。減額等の方法については管理運営委託契約に規定するが、主に次の事項を勘案して減額等の要否及び額を決定する。

ア サービス水準の充足

イ 上記アを満たさない事項が組合に及ぼす影響度

ウ 上記アを満たさない事項に対する改善

（組合が提示する是正期間内であればペナルティポイントを付与しない。）

Ⅷ 特定事業契約に関する事項

1 契約手続

- (1) 組合は落札者を決定し、落札者と基本協定を締結する。
- (2) 落札者はS P Cを設立し、落札者、S P C及び組合で基本契約の仮契約を締結する。
- (3) 基本契約の仮契約の合意内容に基づき、組合は、建設J V等と建設工事請負契約の仮契約を締結する。また、S P Cと管理運営委託契約の仮契約を締結する。
- (4) これらの仮契約は、すべて建設工事請負契約の仮契約が組合議会の議決を得たときに一体のものとして本契約として効力を生ずる。
なお、上記の建設工事請負契約の仮契約が組合議会の議決を得ることができなかったときは、特定事業契約は成立せず、すべての仮契約は、その効力を失う。

(5) 契約保証金

- ア 建設工事請負契約については施設整備費の100分の10以上とする。なお、契約保証金の納付に代わる担保の提供又は契約保証金の免除については、建設工事請負仮契約書(案)による。
- イ 管理運営委託契約については、契約に定める各年度の管理運営委託料の100分の10以上とし、各事業年度の開始日までに納付するものとする。なお、契約保証金の納付に代わる担保の提供又は契約保証金の免除については、管理運営委託仮契約書(案)による。

2 その他

(1) 議会の承認

組合は、特定事業契約の締結に当たっては、平成30年8月(予定)の組合議会において議決する予定である。

(2) 情報提供

情報提供は、適宜、組合のホームページにおいて行う。

(3) 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

(4) 担当

本事業の担当は、知多南部広域環境組合とする。

知多南部広域環境組合

〒470-2392

愛知県知多郡武豊町字長尾山2番地

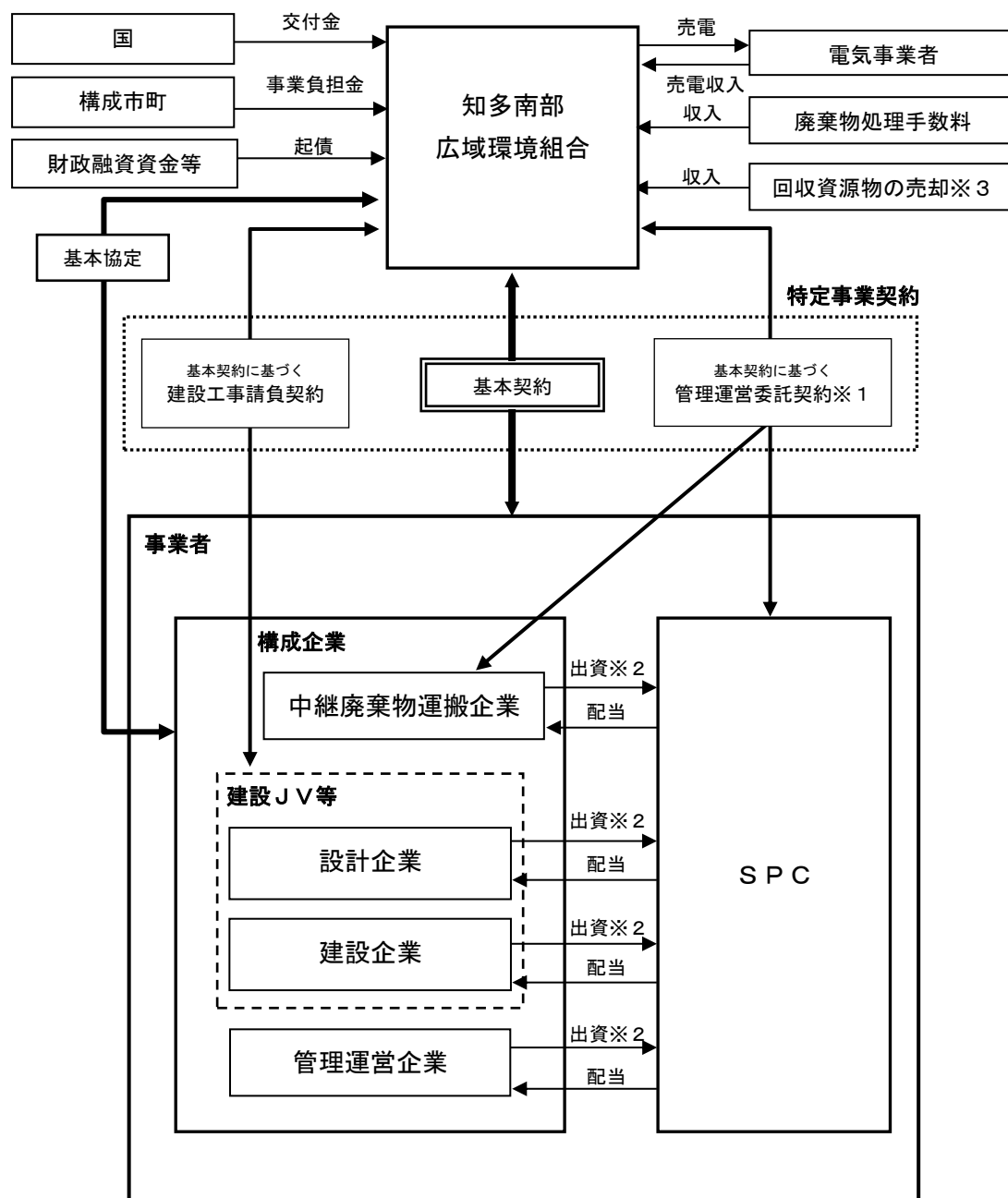
武豊町役場内

電 話 0569-84-1007

F A X 0569-84-1008

E-mail nanbukouiki@etude.ocn.ne.jp

別紙１ 事業スキーム図



※１：中継廃棄物運搬企業が運搬業務を実施する場合、組合、ＳＰＣ及び中継廃棄物運搬企業の３者で管理運営委託契約を締結する。なお、ＳＰＣ自ら運搬業務を実施する場合は、組合とＳＰＣの２者で管理運営委託契約を締結する。

※２：構成企業のうち、熱回収施設プラント担当、不燃・粗大ごみ処理施設プラント担当の設計企業、建設企業及び管理運営企業は構成員として、ＳＰＣへの出資が必要。これら以外の企業については協力企業としての参加も認める（協力企業として参加する場合、ＳＰＣへの出資は不要）。

※３：資源化先の探索等は事業者が行うが、回収資源物の売却収入は組合帰属とする。

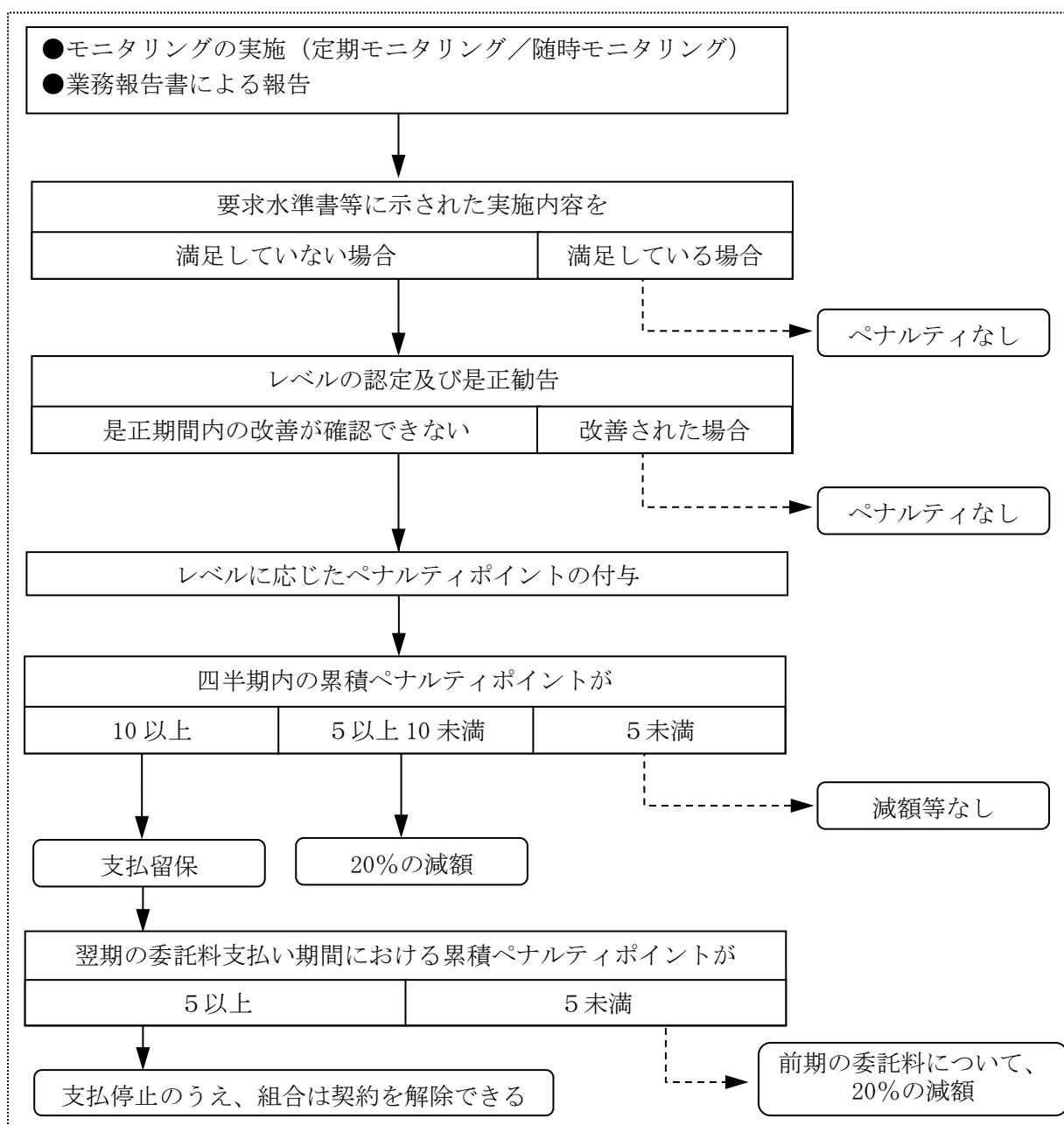
別紙2 モニタリング実施要領等

1 モニタリングの実施要領

組合は、事業期間にわたり、管理運営の実施状況についてモニタリングし、契約に定められた業務を確実に遂行しているかについて確認する。

その結果、S P Cの業務内容が基本契約、管理運営委託契約又は要求水準書もしくは事業者提案又は業務マニュアル等示される管理運営に関する内容を満足していないと組合が判断した場合、以下のフローに示す手続き（四半期毎）により、是正勧告、委託料の減額等の措置をとるものとする。

なお、当該別紙は、運搬委託料の支払の対象となる運搬業務についても同様の方法を適用するものである。



2 委託料の減額方法

(1) 減額等の対象

減額等の対象となる支払は、各四半期において組合が支払う委託料とする。

(2) 減額等の措置を講じる事態

S P Cの責任により、基本契約、管理運営委託契約又は要求水準書もしくは事業者提案又は業務マニュアル等に表示される管理運営に関する内容を履行していないことにより、以下に示す状態に陥った場合又は陥ることが想定される場合に減額等の措置を講じる。

レベル1	是正しなければ、本施設の管理運営に軽微な影響を及ぼすことが想定される場合
レベル2	是正しなければ、本施設の管理運営に比較的重大な影響を及ぼすことが想定される場合

(3) 減額等の決定過程

- ア レベル1又はレベル2の状態に陥っていることが、業務報告書又はモニタリング結果から明らかになった場合、組合は、その程度、緊急度等を勘案し、S P Cに相当な是正期間を提示する。
- イ S P Cは、組合の提示する是正期間内にレベル1又はレベル2の状態を改善することにより、ペナルティポイントの付与を免れるが、組合の提示する是正期間を経過しても改善されない場合、1日につき、レベル1は1ポイント、レベル2は2ポイントのペナルティポイントを付与する。
- ウ 組合及びS P Cは、ペナルティポイントのカウントに際し、必要に応じて協議することができる。

(4) 委託料の減額の金額算定方法

- ア ある四半期の累積ペナルティポイントが以下に規定する基準に達した場合は、当該四半期における業務遂行を支払の対象とする支払期日における委託料について、以下に規定される減額等の措置が実施されるものとする。

累積ペナルティポイント	減額等の措置内容
5未満	減額等なし
5以上10未満	20%の減額
10以上	支払留保

- イ アに従い実施される累積ペナルティポイントの加算は、四半期毎になされるものとし、複数の四半期にわたって改善されない同一の改善点についても、新しい四半期においては、再び、0から加算されるものとする。

ウ ある四半期（「支払停止四半期」）において累積ペナルティポイントが 10 以上加算された場合に、次の四半期（「翌四半期」）における累積ペナルティポイントの加算が 5 未満であれば、翌四半期における業務遂行を支払の対象とする支払期日において、翌四半期にかかる支払金額に、支払停止四半期にかかる委託料の 80% に相当する金額を加算して支払う。

翌四半期における累積ペナルティポイントが 5 以上の場合には、支払停止四半期にかかる委託料は 100% の減額がなされたものとし、如何なる場合にも、一切支払われないものとする。

3 契約の解除

支払停止四半期の累積ペナルティポイントが 10 以上の場合で、翌期の委託料支払期間における累積ペナルティポイントが 5 以上であれば、組合は契約を解除することができる。